

唐津市浄水センター等運転維持管理業務包括的委託契約書（案）

1 委託業務名

唐津市浄水センター等運転維持管理業務包括的委託

2 委託場所

唐津市下水道事業が管理する唐津市浄水センター、中継ポンプ場、マンホールポンプ場等

3 契約期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4 委託料

金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

5 契約保証金

契約保証金は、 とする。

上記の委託業務について、委託者と受託者とは、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。なお、契約の証を電磁的記録にて作成する場合には、委託者及び受託者が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和 年 月 日

住所 唐津市西城内1番1号

委託者

氏名

唐津市下水道事業

唐津市長 峰 達郎

住所

受託者

氏名

業務委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は契約書記載の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊設計書及び図面並びに業務要求水準書、一般仕様書、特記仕様書、受託者募集時に配布した関係書類、質問回答書及び受託者が提出した技術提案書（現場説明書を含む。以下「設計図書」という。）に基づき、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(業務の内容等)

第2条 唐津市浄水センター等運転維持管理業務包括的委託(以下「業務」という。)の内容及び対象施設等、業務に関し受託者が達成しなければならない水準（以下「要求水準」という。）は設計図書に定めるとおりとする。

2 委託者は、業務に関する指示を、受託者又は受託者の総括責任者に対して行なうことができる。

この場合において、受託者又は受託者の総括責任者は、当該指示に従い本業務を実施しなければならない。

3 受託者は、第1項の本業務について、この契約書若しくは設計図書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは、委託者受託者協議がある場合を除き、自らの裁量により決定し、業務を行なうことができる。

(業務期間等)

第3条 業務期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

2 契約日の翌日から業務開始の前日までを、適正に業務を実施するための準備期間（以下「業務準備期間」という。）とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、とする。

(善管注意義務)

第5条 受託者は、この契約の履行にあつては、常に善良なる管理者の注意をもって維持、管理、運営をなす責めを負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 委託者は、この契約の成果(以下「成果品」という。)を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第7条 受託者は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りでない。なお、受託者は、委託先として市内業者を優先するよう努めなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受託者は、業務の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(貸与品)

第9条 委託者はあらかじめ示した物品等(業務期間開始時に残存する消耗品、薬品等を含む。以下「貸与品」という。)の全部又は一部について、業務期間の開始日以降に受託者に貸与するものとする。

2 受託者は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、貸与品の種類、数量等を明記した借用書を、委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、この契約が期間満了により終了した場合、期間満了前に解除された場合その他、委託者が必要と認めるときは、直ちに貸与品を委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、自己の故意または過失により貸与品が滅失し、若しくは毀

損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定する期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務履行計画書)

第 10 条 受託者は一般仕様書第 9 条に基づき、業務履行計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。委託者は業務履行計画書を受領した日から 10 日以内に審査し、この約款及び設計図書等に照らして不相当と認められる場合は、その修正若しくは変更を求めることができる。

2 業務期間初年度(業務準備期間を含む。)の業務履行計画書は本契約締結後 14 日以内に、2 年度目以降の業務履行計画書等は、当該年度の業務開始日の 10 日前までに、委託者に提出しなければならない。

3 委託者は、受託者が業務履行計画書に基づき業務を実施していないおそれがあると判断した場合、受託者に説明を求め、その結果、業務履行計画書に基づく業務が実施されていないと認めた場合、委託者は受託者に是正(業務履行計画書の変更を含む)を求め、又はこの契約を解除することができるものとする。

4 受託者は、委託者の承諾を受けた場合に限り、業務履行計画書を変更することができる。

(委託業務の調査等)

第 11 条 委託者は、必要と認めるときは受託者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第 12 条 委託者は、必要がある場合には業務の内容を変更し又は業務を一時中止することができる。この場合において委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は委託者と受託者が協議して定める

ものとする。

(検査)

第 1 3 条 受託者は、毎月毎の業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して完了報告書を提出しなければならない。

2 委託者は前項の完了報告書を受領したときは、その日から14日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該補正を行い委託者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については、前項を準用する。

(委託料の支払い)

第 1 4 条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 委託者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

3 業務委託料は契約金額を60回の均等割り毎月払いとし、端数は最終月に調整する。

(監督職員)

第 1 5 条 委託者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款その他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 業務を遂行させるための受託者又は受託者の総括責任者に対する指示

(2) この約款及び設計図書等の記載内容に関する受託者の確認の申し出又は質問に対する承諾若しくは回答、又は受託者若しくは受託者の総括責任者との協議

(総括責任者)

第 16 条 受託者は本契約締結後 14 日以内に、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に規定する有資格者を、業務に関する専任の総括責任者として定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。総括責任者を変更した場合も同様とする。

2 総括責任者は、業務の履行に関し、技術上の管理をつかさどるとともに、当該業務履行の現場最高責任者として従業員の指揮・監督を行なうものとする。

(業務準備)

第 17 条 受託者は、業務準備期間において、業務開始日から適正に業務が執行できるよう準備に努めるものとする。

(業務の引継ぎ)

第 18 条 受託者は、この契約が期間満了により終了する場合又は期間満了前において解除される場合、委託者が指定する者に対して、不具合状況や特筆すべき事項等を申し送ること。

(不可抗力)

第 19 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前想を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、委託者及び受託者の責に帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により、本件施設の状態が著しく変動したため、受託者が業務を実施できないと認められる場合は、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

2 前項の規定により、委託者が業務の全部の一時中止を通知した場合、その通知の発送日以降、業務の実施が可能と合理的に判断されるときまで、委託者及び受託者はこの契約の義務の履行を免れるものとする。

3 第 1 項の規定により、委託者が業務の一時中止を通知した場合、委託者及び受託者は速やかにこの契約の変更について協議を行なうものとする。

る。

4 不可抗力により、委託者及び受託者のいずれかがこの契約に定める義務の履行ができなくなった場合で、不可抗力の発生から60日以内に委託者及び受託者の協議によりこの契約が変更されないときは、委託者又は受託者はこの契約を解除することができる。

5 第1項の規定により受託者が業務を一時中止した場合で、この契約が変更又は解除されるまでの期間に、受託者が一時中止された業務の再開に備えるものとして委託者が認めた費用については、委託者が負担するものとする。

(不可抗力による損害)

第20条 不可抗力により業務の対象施設等に損害が生じた場合は、受託者はその事実の発生後、直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認しなければならない。

3 前項の調査の結果、業務の対象施設等の修繕が必要な場合は、委託者の負担において行なうものとする。ただし、受託者が臨機の措置をとらなかったことによつて、業務の対象施設等の損害が拡大した場合又は防止することが可能であったにもかかわらず損害が生じた場合、業務の対象施設等の修繕費用増加分については、受託者の負担とする。

(臨機の措置)

第21条 受託者は災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、緊急やむを得ない事情があるときを除き、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。

2 前項の場合において、受託者は、速やかにその措置の内容を委託者に報告しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務の実施上必要があると認めるときは、

受託者に対して臨機の措置をとるよう請求することができる。この場合において、受託者は速やかにこれに応じなければならない。

- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用の増加分については、委託者と受託者が協議の上、委託者がこれを負担する。

(解除権)

第22条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をせずに、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 業務期間初年度（業務準備期間含む。）の業務履行計画書を、本契約締結後14日以内に提出しないとき。
- (2) 設計図書等のうち、受託者が応募の際に提出した技術提案書に基づいた業務履行計画書が作成されていないと認められるとき。
- (3) 総括責任者を専任で配置しなかったとき。
- (4) 業務を履行するに必要な有資格者を配置できないと認められるとき。
- (5) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (6) 前5号に掲げるほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 受託者または受託者の役員等が、次に掲げるいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「法」という。））第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をいう。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に

損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来高が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けた出来高に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。

3 委託者は、第1項の規定により受託者との契約を解除する場合において、受託者の所在を確認できないときは委託者の事務所にその旨を掲示することにより、受託者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

(違約金)

第23条 前条により委託者が契約を解除したときは、受託者は委託料の10分の1に相当する金額を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

(業務の妨害又は不当要求に対する措置)

第24条 受託者は、業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受託者の再委託業者が暴力団から業務妨害又は不当要求を受けた場

合は、毅然として拒否し、受託者に速やかに報告するよう当該再委託業者を指導すること。また、再委託業者から報告を受けた際は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第 25 条 委託者は、受託者が前条に違反した場合は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 26 年 4 月 1 日告示第 59 号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受託者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(秘密の保持等)

第 26 条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 27 条 受託者は、業務の履行に関して、個人情報を取り扱う場合は、唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 23 日条例第 1 号）を遵守しなければならない。

(契約の効力の遡及)

第 28 条 本契約が履行期間の始期までに締結されない場合において、委託者・受託者双方の合意により当該始期から契約締結までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取扱う。

(補則)

第 29 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。